

教育部事業への参加について

- 1) 必ずスポーツ傷害保険に必ず加入してください。各事業への参加申し込み者は、スポーツ傷害保険に加入していることを前提として申し込みを受け付けます。
- 2) 参加申込者は、各事業の運営方法について承諾し、自己責任において安全への配慮を行い、万が一傷害等が発生した場合は、開催施設及び開催者に対する賠償の責任を追及しないことを承諾のうえ、各事業への参加申し込みをしてください。
- 3) 18歳以下の方の参加は、保護者の署名捺印がある保護者同意書が提出された場合のみ認めます。
- 4) 各事業の申し込みは、申込書とともに千葉県スキー連盟所定の送金明細書を添付し、クラブにて取りまとめの上、事務局に申し込みしてください。
- 5) 締め切り後の申し込み及びファックスでの申し込みは、受付できません。
申込締切日を厳守してください。
- 6) 雪上における各事業中の事故について、パトロール等への応急対応は行いますが、その後の責任は負いかねます。
- 7) 参加申し込み後のキャンセルによる申込金（事務手続き費用含む）の返金は、理由を問わず返金できません。
ただし、事業が雪不足並びに本連盟の事情により中止になった場合は、事務手数料として1,000円を除いて返金します。
- 8) 各事業についての確認や質問等は、各担当理事にお問い合わせください。